

# 平成22年度第1回制度金融運営協議会

日 時：平成22年6月3日(木)

13:30～15:00

場 所：県庁舎西棟8階大会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1)平成21年度の制度融資の状況報告について

(2)総合対策プランに係る今年度の取組方針について

(3)「リレバン・レポート'09」の評価について

(4)その他

4 閉 会

## 資料 1

## 青森県信用保証協会保証承諾実績等

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H21/H20
保証承諾額	139,545	119,466	121,654	154,070	130,593	84.8%
保証債務残高	320,664	295,353	268,188	273,523	273,381	99.9%

東北における緊急保証の実績  
(平成20年10月31日～平成22年5月27日累計)

(単位:件、百万円)

	件数	金額
青森県	8,400	146,992
岩手県	8,310	118,426
宮城県	9,403	196,855
秋田県	10,463	161,045
山形県	7,007	136,658
福島県	9,723	134,632
東北計	53,306	894,608

全国計	1,087,288	19,938,709
-----	-----------	------------

## 制度融資の状況(青森県特別保証融資制度関係)①

### 平成21年度当初県融資制度の見直し

- 経営安定化サポート資金(経営安定枠・原油関連枠)における融資条件の緩和(前年度末までの金融対策の融資限度額・融資期間を継続実施)
  - ・融資限度額 : 2千万円→4千万円
  - ・融資(据置)期間 : 7年以内(1年以内)→10年以内(2年以内)
- 新事業展開促進資金における融資対象の拡充  
農商工等連携事業計画における国の認定及び農商工連携ファンドによる助成を受けた計画事業を対象に追加
- 一般事業活動資金とスピーディ応援資金における融資枠の変更  
スピーディ応援資金の融資実績の伸びを考慮し、融資枠の配分を変更(20年度:35億円→21年度:85億円)

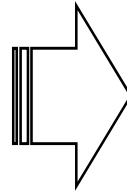
### 平成21年度中における県による金融対策実施状況

- 中小企業金融円滑化緊急特別対策事業費補助  
青森県信用保証協会の経営基盤の強化を図るため、同協会に対し合計10億5千万円を補助((H20)7億円+(H21)3.5億円)  
→ 同協会の与信力を補完し、約3,000億円の保証枠を創出
- 年末・年度末に向けた中小企業金融対策(21.11.18~22.3.31)  
経営安定化サポート資金に借換枠(100億円)を創設
  - ・融資限度額 : 4千万円
  - ・融資(据置)期間 : 10年以内(2年以内)
- 雇用に取り組む中小企業者に対する金融支援策(22.1.21~22.5.31)  
常用従業員2名(新規学卒者等の場合1名)以上の雇用創出を伴う事業を対象とした低利融資制度(雇用創出特別支援枠)を創設
  - ・融資利率 : 1%
  - ・融資限度額 : 1億円
  - ・融資(据置)期間 : 運転10年以内(2年以内)、設備15年以内(3年以内)
  - ・融資枠 : 当初10億円 → 80億円

## 制度融資の状況(青森県特別保証融資制度関係)②

### 平成21年度県融資制度実績(下表参照)

- 融資実績合計は前年度比122.1%と増加。  
(約183億円 → 約223億円)
- 新事業展開促進資金は、雇用創出特別支援枠の実施により、前年度比1475.5%と大幅に増加。
- 前年度同様、経営安定化サポート資金の利用が、制度融資全体の利用の過半。



### 平成22年度県融資制度における改正内容

- (1) 前向き資金を統合し、「未来への挑戦資金」を創設。あおり型産業や雇用創出を図る事業等、前向きな取組を最優遇金利で強力に推進。
- (2) 経営安定化サポート資金の経営安定枠における融資条件緩和を継続するとともに、セーフティネットとしての位置付けによる利率設定。
- (3) 一般資金を統合し、「事業活動応援資金」を創設。再チャレンジ枠を新設したほか、変動金利とすることで利用を促進。
- (4) 経営安定化サポート資金及び事業活動応援資金について、取扱金融機関に対し四半期ごとに試算表等を提出することを条件として金利を優遇する「経営力向上割引」を導入。

### 平成21年度県融資制度実績

(単位: 件、千円)

平成20年度 資金名
新事業展開促進資金
地域成長企業応援資金
新幹線開業対策資金
経営安定化サポート資金
一般事業活動資金
スピーディー応援資金
流動資産担保資金

※枠組みの  
変更はなし

平成21年度 資金名	融 資 実 績				
	件数	融資実績	前年比	融資枠	実行率
新事業展開促進資金	214	8,530,125	1475.5%	9,700,000	87.9%
(うち、雇用創出特別支援枠)	(196)	(7,923,125)	(皆増)	(8,000,000)	(99.0%)
地域成長企業応援資金	1	70,000	皆増	1,000,000	7.0%
新幹線開業対策資金	1	90,000	160.7%	500,000	18.0%
経営安定化サポート資金	649	11,187,481	80.0%	20,000,000	55.9%
一般事業活動資金	15	275,700	47.0%	6,500,000	4.2%
スピーディー応援資金	77	2,189,700	70.6%	8,500,000	25.8%
流動資産担保資金	0	0	-	500,000	0.0%
合 計	957	22,343,006	122.1%	46,700,000	47.8%

## 総合対策プランに係る今年度の県の取組方針について

### 1 県単特別保証融資制度の改正

- (1) 現行の前向き資金を統合し、最優遇金利で「未来への挑戦資金」を創設し、あおり型産業に属する事業など前向きな取組を支援。
- (2) 経営安定化サポート資金の経営安定枠における融資条件の緩和を継続するとともに、セーフティネットとしての位置付けによる利率を設定。
- (3) 一般資金を統合し、「事業活動応援資金」を創設。同資金に廃業歴等のある方に対する再チャレンジ枠を新設するとともに、変動金利を導入。
- (4) 経営安定化サポート資金等において、四半期毎の試算表等の提出を条件とした「経営力向上割引」を導入し、自社の経営状況の把握を促進。

### 2 県単特別保証融資制度の周知徹底

- (1) 貸付制度説明会の開催：4月に実施済（県内8市・305名参加）
- (2) 年末移動経営金融相談の実施（10月中旬～11月中旬）
- (3) 市町村・商工団体との会議におけるPR
- (4) 商工団体主催の研修会等におけるPR
- (5) 制度金融運営協議会におけるPR
- (6) 県ホームページへの掲載、メールマガジンによるPR
- (7) 商工団体等機関誌への掲載
- (8) パンフレット・チラシの作成・配布
- (9) その他マスコミへの周知依頼

### 3 リレバン推進ワーキンググループの設置

「融資の現場との距離を縮める」ことにより、より実効性のあるリレバン推進方策を検討するため、昨年度に引き続き、金融機関の融資担当者、商工団体、信用保証協会等及び県の実務者レベルで構成する「リレバン推進ワーキンググループ」を設置することとしたい。

#### <リレバン推進ワーキンググループの概要案>

##### (1) 構成メンバー（※必要に応じてオブザーバー招聘可）

###### ①金融機関

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫  
青森県信用組合

###### ②商工団体

県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会

###### ③県信用保証協会

###### ④県中小企業再生支援協議会

###### ⑤県（商工労働部）

##### (2) 開催予定

6～10月の間、月1～2回

（取組状況を第2回制度金融運営協議会で報告）

##### (3) 検討内容例

- ・22年度の取組（試算表等、資金繰り表の作成推進など）に係るフォローアップ
- ・金融機関のコンサルティング機能のあり方
- ・農商工連携の推進
- ・再生支援、再チャレンジ支援の推進 等

平成 22 年 6 月 3 日  
株式会社 青森銀行

## 平成 22 年度第 1 回制度金融運営協議会資料

### 1. 総合対策プランで「金融機関の対応」とされた事項に対する今年度の取組方針

#### (1) 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

- ① 無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進

青森銀行では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法を徹底すべく、信用格付および外部データベース機関の財務スコアリングを活用した融資商品を販売し積極的に推進しております。

また、流動資産および動産を担保とした融資についても同様に取り組んでおります。今年度も引き続き、中小企業のニーズにマッチングした融資商品の推進を図ってまいります。

平成 22 年 4 月からは、環境格付融資の取り扱いを開始しました。地球温暖化対策に取り組む企業の設備資金を対象とし、財団法人日本環境協会を通じて年率 3% を上限に 3 年間利子補給がなされるものです。環境省の「地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業」に則したものであり、財団法人日本環境協会の指定金融機関は県内では当行のみです。

- ② 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力（目利き能力）の向上

青森銀行では技術力や将来性を的確に評価できる目利き能力に優れた人材の育成を目的に、本部融資トレーニー制度の実施、行外研修への積極的派遣、及び行内集合研修の実施等に取り組んでおります。

今年度も引き続き取組みを継続していき、行員の目利き能力の更なる向上を図ってまいります。

(2) リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

① 大企業とは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングの更なる推進

青森銀行では、平成21年度はお客さまとの接点の強化、実態の把握、ニーズの把握のために事業性貸出先先訪問に取組みました。平成22年度も主要施策として位置づけ、引き続きソリューション営業の推進に取り組んでまいります。お客さまからの信頼が不可欠な事業承継相談も増加するなど効果もでてきており、今後もリレーションの強化により、どのようなことも一番に相談されるファーストコールバンクを目指してまいります。

② 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明

青森銀行では、融資に関する顧客の知識、経験の状況を把握し、顧客との認識のギャップを埋めるために十分な説明を行い、理解と納得を得るように対応しております。

また、中小企業等の取引先は、業績の管理等についても不慣れな先も多いことから、試算表の徴求や資金繰り表の作成等の指導にも努めております。特に課題のある先については、銀行と共通認識を持って課題への取組みができるよう、財務上の問題点や経営改善の必要性について十分な説明を行っております。

今後につきましても、試算表や資金繰り表、経営改善計画書については、銀行の要請で仕方なく、あるいは税理士など他人任せで作成するのではなく、経営者自身が自社の状況を的確に把握し、早急に対策を講ずるため非常に重要であるということについて理解が得られるよう、引き続き取組んでまいります。

③ 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない

責任共有制度の実施に伴い、金融機関の責任負担部分が発生していますが、融資スタンスは制度の実施前後において変更しておりません。

今後も中小企業金融の円滑化のために信用保証制度の積極的な活用を図ってまいります。

### (3) 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

#### ① 金融円滑化に向けたコンサルティング機能の強化

青森銀行では従来同様、重点的に経営改善が必要な取引先を「経営改善支援取り組み先」に指定し、本部・営業店が一体となって改善に向けた支援に取り組む方針です。具体的には、①経営者との面談による問題点の共有化、②経営改善計画の策定支援、③外部専門家(コンサル等)の紹介等を行ってまいります。

そして、行員のコンサルティング能力向上に向けた行内研修、各種セミナー開催等により、当行のコンサルティング機能を強化し中小企業金融の円滑化に努めていく方針にあります。

#### ② 中小企業再生支援協議会との連携協力の強化

中小企業再生支援協議会と連携協力を強化して、様々な再生手法の中から最適な再生手法を活用し、抜本的な再生等に向けた検討をスタートしております。

#### ③ 再生支援関連の信用保証制度及び再生ファンド機能の活用の検討

再生支援関連の信用保証制度につきましては、中小企業再生支援協議会の枠組みの中で必要な取引先を、個社別に検討していく方針にあります。

また、中小企業基盤整備機構による中小企業再生ファンドや企業再生支援機構の情報を収集しながら対応を検討していく方針です。

以上

総合対策プランで「金融機関の対応」とされた事項に対する今年度の取組方針

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

- (1) 無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進

昨年度に引き続き以下の項目について、推進して参ります。

- ① ABLの継続推進
  - ・ 対象業種の拡大
  - ・ 保証協会付ABLの有効活用
- ② シンジケートローン（当行アレンジ）の推進
- ③ 顧客債権流動化業務の継続推進
- ④ ビジネスローンの継続推進
  - ・ 農業信用基金協会との提携ビジネスローンである「みちのく農業応援ローン」の発売により、農業者に対する担保・保証に過度に依存しない融資の取組みを強化する。
- ⑤ 「あおもりクリエイティブファンド」への取引先紹介の継続と投資先との取引拡大
- ⑥ 制度融資等を活用した創業・新事業支援融資の継続推進
- ⑦ 「あおもり農商工連携支援基金」への取引先紹介活動の継続実施

- (2) 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力（目利き能力）の向上

目利き能力向上に向けた行内研修の強化および外部研修派遣の継続実施を行うとともに、引き続き行員向け休日セミナー（『みちぎんカレッジ』）を開催いたします。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

- (1) 大企業向けとは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングの更なる推進

昨年度に引き続き以下の項目に注力いたします。

- ① 課題解決型営業の実践による地域企業支援の継続
- ② アグリビジネスへの取組強化
- ③ ビジネスマッチングの継続推進

- (2) 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明

必要書類や相談受付から決裁までの融資プロセスなどについて、顧客と銀行との間にギャップがあることは、リレバンレポートの評価結果からも認識しております。これらを埋めるための十分な説明態勢強化に努めるとともに、これらを含めた顧客満足度（CS）向上活動に継続して取り組みます。

- (3) 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない

責任共有制度導入前後で、融資スタンスを変更しておりません。  
引き続き、信用保証協会制度の積極利用に努めます。

### 3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

- (1) 中小企業再生支援協議会との連携協力の強化及び再生ファンド機能の活用の検討

中小企業再生支援協議会との連携はもちろんのこと、外部コンサルや公認会計士などの活用も含め、顧客にとって最良な再生手法の構築を目指して参ります。

- (2) 再生支援関連の信用保証制度の活用・政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実

再生支援関連の信用補完制度の運用につきましては、顧客にとって最良の方法を個社別に検討する予定です。

以上

平成22年5月25日

青い森信用金庫審査部  
副部長 木村 孝志

## 平成22年度第1回制度金融運営協議会

### 1. 中小企業金融円滑化に向けた総合対策プランの22年度の取組み方針

#### (1) 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

- ① 無担保・第三者保証不要融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進。

当金庫では、中小企業に対し不動産担保・個人保証に依存しない融資制度として、最速ローン・事業者コンパクトローン・無担保事業者ローン・企業活性化ローンの制度融資で資金供給しております。

加えて、トラック等の車輛を担保とした「青い森しんきん営業車輛担保ローン」の取扱を開始、5つの融資制度を推進する。

- ② 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力の向上。

当金庫では、中小企業の信用力を検証する「目利き能力」の向上は、各種会議や「目利き力養成講座」への派遣での対応のほか、貸出審査トレーニーを実施(6月、7月)し、レベルの向上を図る。

#### (2) リレーションシップバンキングのより一層の推進/県制度融資との連携強化

- ① 大企業向けとは異なる中小企業向け融資のリレーションシップバンキングの更なる推進。

当金庫では、昨年同様、売上規模の小さい零細企業に対しては、財務諸表による企業格付スコアリングによらない、企業訪問による実態把握を重視した商品(事業者コンパクトローン300万円以内)を小口融資として多くの件数を取り扱う。

- ② 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明。

当金庫では、前年同様、融資申込時に契約に関し内容説明のうえ契約書の写しを顧客へ渡しているほか、契約書にないメリット・デメリットについては多様な取引形態別に「与信取引に関する顧客への重要事項説明書」を作成しており、それを渡し説明のうえ、持ち帰りいただいている。

- ③ 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない。

当金庫では、制度の導入による融資スタンスは、特に変更していないので引き続き対応する。なお、平成20年10月末より取扱している現在は「景気対応緊急保証制度」(全国緊急)等は、中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、積極的に取り扱う事を周知している。

#### (3) 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

- ① 中小企業再生支援協議会との連携協力及び再生ファンド機能活用の検討。

当金庫は、企業再生支援強化を目的に4名(営業店長経験者)の業務精通者を配置した、又「中小企業診断士協会青森支部」と平成20年8月1日に業務委託契約を締結し、隔月で中小企業との経営相談会を開催し(一回の参加企業3社)、中小企業再生支援協議会と連携して再生支援を推進している。

②再生支援関連の信用保証制度の活用。

平成20年10月より取扱している「景気対応緊急保証制度」(全国緊急)、雇用対策特別保証制度等など保証協会制度融資を積極的に取扱しているところであり、本制度融資が中小企業の金融円滑化に寄与することを期待している。

③政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実。

当金庫では、事業を営もうとする再チャレンジの案件はほとんどないが、申し出があれば積極的に対応していく。

平成22年度第1回制度金融運営協議会資料

(総合対策プランへの取組方針について)

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

(1) 無担保・第三者保証不要の融資商品の積極的な推進

平成22年4月1日、農業者向けの融資制度『農業ローン「津軽」』を新設いたしました。

本ローンは、青森県農業信用基金協会が保証する、農業者の方および農業法人向けの融資で、原則「無担保（農地取得資金は除く）」、「第三者保証人不要」の制度です。

融資限度額は個人で3,000万円以内、法人で5,000万円以内となっております。

当金庫では、地域の主要産業である農業分野に対して、本制度等を活用し積極的に取り組んでまいります。

(2) 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース（略称：SDB）のスコアリングモデルを活用したクレジット・スコアリングを軸に、定量情報と定性情報による実態に即した貸出に取り組んでまいります。

(3) 目利き能力の育成のため、金融関係業界団体が開催する研修等に積極的に参加するとともに、技術評価など国・県等の行政機関や商工団体等の外部団体が有する目利き能力を積極的に活用して庫内の研修等に取り組んでまいります。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

(1) 財務面支援と課題共有による「課題解決型金融」に取り組んでまいります。

(2) 金融円滑化を図るため、条件変更等の表面的現象に捕らわれない実態に即した対応の強化を図ってまいります。

(3) 県融資制度の活用や信用保証制度の積極的な活用に取り組んでまいります。

3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

(1) 本部企業支援グループと営業店企業支援担当者が協議の上支援対象先を選定し、本部と営業店が連携して再生支援に向け取り組んでまいります。

<具体的内容>

① 対象先の経営上の問題点・課題の分析・抽出

② 対象先の経営改善計画の作成及び提案

③ 計画実施状況のモニタリング

④ 対象先が実施する新規投資計画の検討

⑤ 改善計画の進捗状況が思わしくない先に対する改善計画の再検討、修正案の提案

(2) 中小企業支援施策の活用等について、青森県中小企業再生支援協議会と連携した取り組みを検討してまいります。

(3) 政府系金融機関と連携しながら再チャレンジ融資制度の活用に取り組んでまいります。

以上

平成22年度第1回「青森県金融運営協議会」資料

【中小企業金融円滑化に向けた総合対策プランへの平成22年度取組方針】

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

(1) 無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データサービスを活用した効率的な融資等の積極的な推進

- 平成15年度から中小企業者への円滑な事業資金の提供に資するため、不動産担保や個人保証に依存しない融資手法を取入れた無担保・第三者保証人を不要とする制度融資「事業活性化ローン」を商品化し、それ以後、業種及び地域を限定した商品や融資額に幅を持たせた商品など中小企業者のニーズに応じた11商品を積極的に販売してきております。今年度も引続き、積極的に中小企業者の資金需要に対応するため利用促進を図って参ります。

(2) 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力（目利き能力）の向上

- 昨年に引続き、本部主導により企業の定量的財務データ以外の情報収集を図るために事業先への訪問・面談活動をより推進させ、定量的判断に囚われない融資判断能力向上を図って参ります。また、本部主催の内部研修や外部研修への参加により職員の更なる目利き能力向上を図って参ります。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

(1) 大企業とは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングのより一層の促進

- 従来から協同組織金融機関である当組合が得意としてきた分野であり、今年度においても、定量化されにくい情報や地域の実態に根ざした情報の収集をより一層図るため、毎日の融資先渉外に積極的に取組み、中小企業の金融円滑化を図るため県融資制度の積極的活用を推進しております。
- 経営改善見込み先を年度毎に選定のうえ、経営改善計画書の作成から進捗状況の管理にいたるまで経営者との緊密化を図りより実効性のある支援活動に取組んでいきます。

(2) 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対して分かりやすく説明

- 資金繰表や事業計画等の作成については、顧客の知識・経験を踏まえた上で柔軟な対応をし、十分な納得が得られるような説明態勢を構築し対応をしております。
- 利用者満足度アンケート調査を毎年実施し、本部・営業店においてその結果を検証し、そのうえで今後の改善点等を是正するための施策に取り組んでおります。

(3) 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない

- 責任共有制度の導入後においても特に当組合の融資スタンスに変更はなく、今年度も信用保証制度の積極的な活用を推進しております。

### 3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

(1) 中小企業再生支援協議会との連携協力の強化及び再生ファンド機能の活用の検討

- 今年度も審査部内に企画支援部門（企業支援部門）を編成し営業店との連携を図り、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化等に取り組んでおります。
- 企業再生支援協議会との連携については、対象企業の状況を踏まえて中小企業再生支援協議会の活用並びに連携協力を強化してまいります。

(2) 再生支援関連の信用保証制度の活用

- 再生支援関連の信用保証制度の活用実績は現在までありませんが、中小企業再生支援協議会との連携協力の中で必要に応じて活用を図って参ります。

(3) 政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実

- 政府系金融機関による再チャレンジ支援についての活用実績は現在までありませんが、必要に応じて取り組んでいく考えであります。

以上

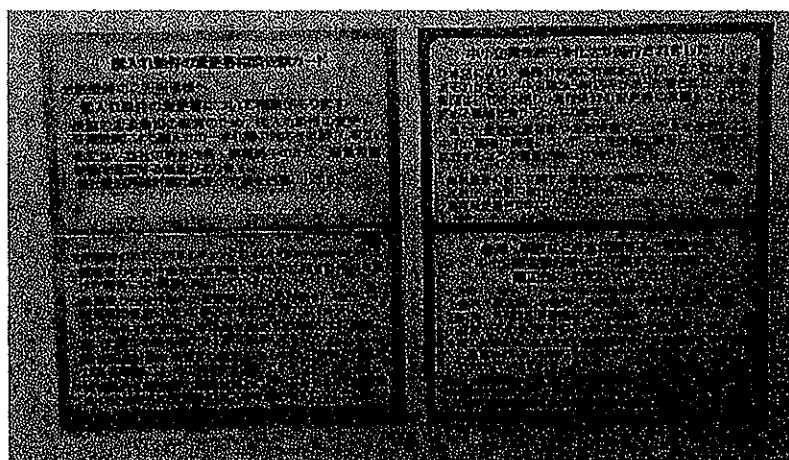
『今後の中小企業金融円滑化に向けた総合対策プラン』

今年度の取組方針（中小企業者の対応）

①中小企業金融円滑化法が施行されたことに伴う取組

- 金融円滑化法に関する商工会独自の制度PRツールとして「相談依頼カード」を作成、金融機関の窓口へ提出して、条件変更などの相談をする。また、商工会職員がコメントを書き、紹介状として使用する。

名刺サイズ



②中小企業者の育成

- 中小企業者に対する巡回訪問・集団指導時に金融制度の説明と利用促進を図る。  
《巡回訪問については県内43商工会が毎月実施する。》
- 商工会は中小企業者と金融機関との繋がり重視し、付き合いが出来る中小企業者への育成支援をする。
- 記帳指導・決算指導・申告指導などの日々の経営指導により経営内容が把握できるため、その内容を的確にアドバイスするとともに、金融機関へは商工会職員（経営指導員）が帯同する。
- 小規模零細企業が多い商工会は、借入金の申込み時には商工会への相談が多いため、小規模事業者経営改善資金融資制度（内容にもよる）を斡旋する。
- 資金繰りをスムーズにする為に、小規模事業者に対して金融機関と日本政策金融公庫からの借入をバランスよく利用させる。
- 県内各商工会に「金融相談窓口」として看板も設置し、中小企業者の資金繰りや経営に関する相談に応ずる。

③金融機関等との連携強化

- 金融機関並びに保証協会と金融懇談会の開催  
《複数の金融機関が存在する市町村の商工会で実施する。》  
(昨年は約30%の商工会で実施)
- 金融機関とイベント事業の開催

《金融機関・地域住民・商工業者との交流の場を作る。》

- 商工会並びに事務委託団体の総会や研修会等には金融機関にも出席していただき、参加者との懇親を深める。
- 認定書・推薦書が必要な制度に対しては、行政とも連絡強調し早急に対応する。

④経営安定特別相談室の活用（商工調停士5名）

- 倒産のおそれのある中小企業から事前に相談の申し出を受け、経営的に見込みのあるものについては関係機関の協力を得て債権の方途を講じ、又は見込みのないものは円滑な整理を図り、中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止をする。

**参考** 小規模事業者経営改善資金融資制度

対象資金： 運転資金・設備資金

貸付限度額： 1,500万円

返済期間： 運転資金7年以内（据置期間1年）、設備資金10年以内（据置期間2年）

利息： 年1.85%「固定」（平成22年5月19日現在）

担保： 不要

保証人： 不要（本人保証も不要）

受付先： 商工会並びに商工会議所

平成 22 年 5 月 31 日

「総合対策プランに係る今年度の取組み方針について」

青森県中小企業団体中央会

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

従来からの組合組織に加え、組合員企業等に対する巡回指導についても、制度融資の活用促進を図るとともに、個別金融事情についても、相談指導に一層努めていくものとする。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

国・県の中小企業対策、小規模企業対策に沿って、経営力向上のために、財務・経理に精通した専門家を活用し、直接金融・助成金等の活用も含めた金融支援に力を入れる。

また、地域資源活用をはじめ、農商工連携、ものづくり、新分野進出、企業組合等の設立・運営など、具体的なテーマに関して、金融機関と連携を深めていくものとする。

さらに、中小企業者の事業計画・資金調達に係る説明能力の向上を支援するため、金融機関と連携した講演会・講習会への参加促進、会員企業への普及啓蒙に努めるものとする。

3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

中小企業経営者の事業再生を支援するため、財務諸表等に基づく経営診断等の実施や中小企業再生支援協議会、中小企業応援センターとの連携による再生支援を行う。

また、定期巡回・窓口相談時において中期的なキャッシュフロー予測を徹底し、資金繰りについて早目の相談対応を促すものとする。

以上

## 「リレバン・レポート'09」の評価について（県）

### 1 県議会の状況

レポート自体に対する直接の質疑はなかったが、金融円滑化に向けた取組に係る質疑の中で、リレバンレポート'09の内容と、これを踏まえた特別保証融資制度の見直し（試算表等の提出を条件とした「経営力向上割引」の創設）を紹介。

### 2 新聞報道の状況

別添のとおり。

### 3 県としての考え方

○「リレバン・レポート'09」では、「リレバン・レポート'08」及びリレバン推進WGでの議論を踏まえ、「中小企業者の経営情報の開示状況」に焦点を当て、調査を実施。融資を受ける際の試算表、資金繰り表等の情報提供の重要性が確認された。中小企業者及び金融機関の相互理解を促進するため、今後も継続して実施したい。

○「リレバン・レポート'10」では、以下のようにしたいと考えている。

(1) 「リレバン・レポート'09」中

**Ⅱ 中小企業者の金融機関に対する満足度**

↓

取組の総合的な評価指標として引き続き調査したい。

(2) 「リレバン・レポート'09」中

**Ⅲ 中小企業者の資金調達の現状**

**Ⅳ 中小企業者の資金調達の現状相互理解への取組状況**

↓

中小企業者及び金融機関の相互理解促進に関する具体的分析の第一歩となった。側面支援として実施した県特別保証融資制度の「経営力向上割引」の利用状況も含め、フォローアップしたい。

(3) 今年度のリレバン推進WGにおける議論を踏まえ、さらなるリレバン推進に向けた視点を追加したい。

## 県の特別保証融資

# 利率優遇措置を検討

## 財務諸表の提出企業に

県は、県内中小企業金融の円滑化に向け実施した本年度の「リレバン（リレバン・レポーターバンク）・レポート」の結果を受け、資金繰り表などの財務諸表を金融機関へ定期的に提出する企業に対し、県の特別保証融資制度の利率を優遇する措置の検討に入った。2010年度からの適用を予定しており、24日に開会予定の県議会2月定例会に関連予算案を提出する。

優遇措置は、試算表 所定の利率を一定割合で中止する。引き下げ率として、引き下げ率を四半期 引き下げるもの。提出については「検討中の」が滞った場合は適用を段階（県商工政策課）「レポート」では、財

務諸表や中期事業計画の作成・提出状況と、融資や条件変更の謝絶率の関係を調査。資料を自発的に作成し、金融機関へ提出している企業は謝絶率が低く、金融機関への満足度が高い傾向が表れた。

同課の担当者は「優遇措置は、財務諸表作成の動機付けが目的。企業が自社の経営状況を正確に把握し、金融機関との情報交換を円滑にすることもつながる」と話している。

# 青森県特別保証融資制度

## 金利緩和要件設定へ

### 試算表と四半期ごと提出促す 資金繰り表

青森県は8日、県特別保証融資制度に、金利を緩和するための新たな要件を設定する方針を固めた。県内の中小企業が同融資制度を活用する場合、経営の現状を示す「試算表」と「資金繰り表」を四半期ごとに金融機関へ提出すれば、金利を割り引く。企業側に表の作成と提出を促すことで、金融機関との関係を密にし、資金調達を円滑にするのが狙い。県は24日に開会予定の県議会定例会に関連議案を提案し、可決されれば来年度の融資分から適用する考えだ。

【3次に関連記事】

県がまとめた「リレ」するための「資金繰り」傾向が強くなり、両者の関係が良好なほど融資や条件変更を拒絶される割合が低いことも分かった。一方で、作成している企業は「レポート09」の結果を踏まえ、企業

が金融機関に試算表な係を密にできれば、企業側が良好なほど融資や条件変更を拒絶される割合が低いことも分かった。県は「レポート09」の結果を踏まえ、企業

また、企業側が会社の経営状況を的確に把握し、急な資金需要に両者が慌てず対応するためにも、資金繰り表などが不可欠と分析した。

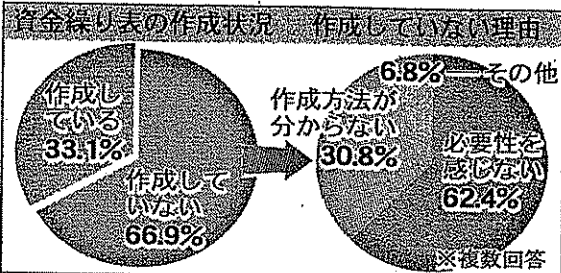
新たな要件設定の対象と想定しているのは、県特別保証融資制度のうち、売り上げが落ち込む企業などが運転資金などを調達する

ための「経営安定化サポート資金」と、運転資金や設備資金に充当可能な「一般事業活動資金」の2種類。いずれも、融資後の四半期ごとに金融機関へ試算表と資金繰り表を提出すれば、所定の利率から割り引く。割引幅は、資金の種類に応じてそれぞれ設定する予定だ。

資金繰り表作成の中小企業

金利優遇措置を検討

特別保証融資で県



県は8日、試算表や資金繰り表など経営状況を把握する書類を定期的に提出する企業を対象に、県特別保証融資制度の金利優遇措置を検討していることを明らかにした。同日公表した2009年度版「リベン・レポート」で、融資を断られる割合が低く、金融機関に満足していると回答した企業は必要書類を作成、金融機関へ情報発信している割合が相対的に高いことが分かり、中小企業金融円滑化を図るためにも中期事業計画、試算表、資金繰り表の作成を中小企業へ促す考えだ。

同日開かれた制度金融運営協議会で、試算表などを作成していない中小企業向けの支援策を明らかにした。リベン・レポートによると、自社の経営状況を把握するための書類の作成率は試算表で46.7%（毎月作成）、資金繰り表で33.1%、中期事業計画では19.7%と低く、資金繰り表では約7割、事業計画書では約8割が作成していない。

層は書類作成や金融機関に自発的に提出している割合が相対的に高いことが分かった。不満足層も書類を作成している割合が比較的高いが、既に融資を断られ、金融機関の指導によって作成していることが想定される。

一方、中間層は必要書類作成割合が低く、金融機関とのコミュニケーションが乏しい状況が浮き上がった。県はレポートの中で、積極的に情報発信し、融資を断られることも少ない満足層のケースを「リベンのお手本」とし、不満足層の方が多いことが分らない」といって、金融機関側から、県は必要書類の作成が必要なのを分かってもらうことと、中間層については双方のアンバランスを解消する必要があると指摘した。

田沼は資金調達のため不足として、日との関係が希薄な分、将来の作り方を学べるワークショップ「お話し合い」を県のホームページにアップ。中小企業や商工団体の活用を呼び掛ける。

# 県の中小企業調査

## 金融機関満足度が低下

### 職員対応や助言に不満

県は8日、県内中小企業金融の円滑化を目的に実施している「リレバン（リレーションシップバンキング）レポート」の本年度調査の結果を発表した。企業の金融機関に対する総合満足度は前年比3.2点低下の64.2点だった。融資を断られた割合は前年を下回ったが、職員対応や経営への助言に不満を持つ企業が多く、総合点は下がった。

融資や条件変更の謝を活用した融資が活発化を前年より行われたことが要因とみられる。本年度は、前年度調査や中期事業計画の作成

状況を調査した。調査結果によると、中期事業計画を「作成していない」と答えた企業が全体の80.3%に上った。資金繰り表についても、66.9%が「作成していない」とした。作成しない理由については、いずれも必要性を感じないが6割、作成方法がわから

ない」が3割を占めた。また、財務諸表や事業計画を積極的に作成し、金融機関へ自発的に提出している企業は、融資の謝絶率が低く、満足度が高い傾向が表れた。調査結果を受け、県は融資審査の問答集や資金繰り表などの財務諸表の様式例を、県内企業へ無料で提供する対応策を示した。9日、融資を受けるには、自社の経営状況を的確に把握し、説明することが必要。対応策を活用してもらい、企業側の満足度向上につながれば」と話している。

青森県内中小企業の金融機関評価

# 満足度64点に低下

## 厳しい経営状況が背景に

青森県は8日、金融円滑化に向けて県内の中小企業を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、「リレバン・レポート09」をまとめた。中小企業者の金融機関に対する満足度は64・2点（100点満点）で前回調査から3・2ポイント低下した。県は企業の厳しい経営状況などが背景にあるとみている。

【1ページ関連記事】

金融機関への満足度 前回調査から6・8ポイント改善した。県は金融円滑化の改正や緊急保証制度の効果が目まぐるしく出ているとみている。

「中間層」は35・2%、「不満層」は15・2%だった。

中小企業が金融機関から融資や条件変更を謝絶された割合（謝絶率）は16・3%で、前回は16・3%、前回は66・9%がそれぞれ

調査表や資金繰り表の作成状況も調査。試算表は32・3%、資金繰り表は66・9%がそれぞれ

企業による試算表や資金繰り表などの作成状況と、金融機関との関係性を比べると、満足度は比較的低く、謝絶率は比較的低く抑えられている。ただ、中小企業と金融双方からの情報共有が不足する傾向にあり、資金需要が発生した際の円滑な資金確保（供給）に不安が残るとした。

県は金融円滑化に向け、「中小企業は資金繰り表などの作成から始め、金融機関との関係性を密にすることが重要だ」と指摘している。

リレバンは、リレバン・レポート09（地域密着型金融）

の略。調査は昨年11月、2500社を対象に実施。1407社が回答、このうち有効回答は1255社。

# 企業満足度64点

09年度版リレバン・レポート

## 及第水準に程遠く

県は8日、2009年度版「リレバン・レポート」を発表した。金融機関に対する総合満足度は64・2点で、昨年度より3・2点低下。特に「経営に役立つアドバイス」の項目で満足度が下がった。リレバン・レポートはリレーションシップバンキング（地域密着型金融）推進のため県が昨年度初めて導入

県は8日、2009年度版「リレバン・レポート」を発表した。金融機関に対する総合満足度は64・2点で、昨年度より3・2点低下。特に「経営に役立つアドバイス」の項目で満足度が下がった。リレバン・レポートはリレーションシップバンキング（地域密着型金融）推進のため県が昨年度初めて導入

総合満足度は昨年度も「一般的な及第水準（80点）に届いていない」とされたが、今年度毎々の低下。メインバンクの対応に対して、おむね満足と答えた企業層（満足層）は49・6%で昨年度に比べて12・8%減り、普通と答えた中間層は35・2%と同8・1%増、不満層は15・2%で同4・8%増えた。項目別にみると、全体では「職員の知識・対応」に関する満足度が70・4点と高く、「経営に役立つアドバイス」は60・9点で、10項目中最も満足度が低かった。また満足層の企業は全項目で昨年度より満足度が高まったが、不満層は多くの項目で昨年度を下回った。特に「職員の訪問回数」が43・6点で同6・5点減、「職員の知識・対応」も50・1点で同7・4点下がり、全体の満足度を押し下げる結果となった。一方、融資や条件変更を断られた割合は16・3%で、昨年度の23・1%から大きく減少。緊急保証制度や中小企業金融円滑化法の効果が出たとみられる。レポートが公表された制度金融運営協議会では、金融機関側から「経営支援、アドバイスが不足している」ということ、何が求められているかが如実に示された。改善に向けて今回の資料を活用したい」という声が出た。

平成22年度制度金融運営協議会の開催予定について

	年月日	内 容
第1回	H22. 6. 3	○総合対策プランに係る今年度の取組方針の報告 (県・金融機関・商工団体) ○「リレバン・レポート'09」の評価
第2回	H22. 11. 9 (予定)	○総合対策プランに係る取組状況の中間報告 (県・金融機関・商工団体) ○「リレバン・レポート'10」の実施について
第3回	H23. 2. 9 (予定)	○「リレバン・レポート'10」の公表